

デジタル観光パスポートによる消費促進業務委託 基本仕様書

1 委託業務名

デジタル観光パスポートによる消費促進業務

2 業務の背景と目的

(1) 背景

本町では、これまで紙媒体を中心に観光情報発信やPRを実施しており、デジタル技術をほとんど活用できていなかったことから、来訪者に関する詳細なデータの蓄積がない。そのため、施策を実施するにあたって、どのターゲットを狙い、どのようなアプローチを行うと効果的かなどといったことが、判然としていない。現状、観光客は特定の地域を短時間で通過し、滞在せずに次の目的地へ移動する観光スタイルであり、地域内での消費や宿泊をほとんど行わないため、地域経済への貢献が限定的である。

得られたデータを分析・利活用することにより、施策の効果検証やEBPM(データや統計など、客観的な証拠に基づいて政策を立案・実施・評価する考え方)を行えるようになることで、観光分野における効果的な施策立案、施策展開を行い稼げる地域の実現に寄与する事業の推進が可能となることを目指している。

(2) 目的

本業務では、次に掲げる取組みを行うことにより、観光客(消費者)のニーズが多様化する中で、デジタル技術を活用し情報発信等の最適化を図り

観光客の利便性向上、満足度向上、周遊促進、誘客促進、再来訪促進及び消費拡大を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日(金)まで

4 業務内容

業務の背景と目的を踏まえ、業務の遂行にあたり、本書に記載の成果と同等以上の成果が得られる効果的な手法があれば、業務遂行中、適宜町と協議すること。

デジタル観光パスポートに必要な機能サービスは以下の通り

①情報の一元化

分散している観光情報を観光パスポートにて一元的に提供する

②クーポン発行

施設や事業者が手軽に自社の販促クーポンを発行出来る

③レシートキャンペーン

レシートを利用した販促キャンペーンを実施し、土産物、特産品、飲食の購買動向を調査、観光事業に活用できるデータ分析を実施

④ターゲティング配信

観光客の行動や特性をデータに基づいて分析し、来訪記録や購買履歴と属性等に応じてセグメント別にターゲット配信が可能とすること

拡張性(イベント情報・コンテンツの変更の容易さ)について

繰り返し試行と実行を重ねる手法をとり、デジタル観光パスポートのコンテンツ、クーポンの内容、最新の購買情報(おおすすめ等)、ターゲティング配信を、結果を確認しながら、施設等を繰り返し訪れ、利用してもらうためにより効果的な観光パスポートとして成長させていける仕様であること。

5 業務完了報告書等の提出

(1) 業務完了報告書の作成

本業務の完了にあたって、業務完了報告書を作成し、印刷物、電子データにて、各1部を委託期間内に町へ提出すること。

(2) 成果品

本業務において実施した内容、本業務で取得したデータ分析、本業務を通じて掲載されたポスター、チラシ等の実績について、実績報告書としてまとめ、印刷物及び電子データ(動画等全てのデータを1つの媒体に集約)にて、各1部を業務完了報告書に添えて、町へ提出すること。

(3) 業務委託料の支払い

受託者は、業務完了報告書等を提出し、町の検査に合格したときに、業務委託料の全額を請求額とした支払請求書を町へ提出することができる。町は、当該支払請求書を正当であると認めたときに、業務委託料の全額の精算払を行う。

6 留意事項

(1) 受託者は、町と十分な連携のもとに受託業務の円滑な遂行に努めること。

(2) 山都町ロゴマークについては、データ(ai、JPEG)にて提供が可能である。

なお、使用については、山都町ロゴマーク使用規則を遵守すること。

(3) 町は、業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について支障のない範囲で協力する。

(4) 本業務により制作した成果品及びその制作過程で生じた全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、本来受託者に帰属するものを除き、町に帰属するものとし、町が施策の推進に必要なものに使用できることとする。また、受託者(著作者含む)は、町の当該著作権に係る行為について著作者人格権を行使しないこととする。

- (5) 本業務において、第三者が所有する素材を用いる場合は、受託者により費用の負担を含む一切の著作権処理等を行うこと。
- (6) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の責任を負うこと。
- (7) プロモーション等におけるコンテンツの制作にあたっては、本人の承諾を得ることができない人物画像については、本人と認識ができない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権あるいは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (8) 町は必要に応じて、随時業務の遂行状況報告を求め、業務の処理状況についての实地調査を実施することができる。その場合、受託者はこれに応じなければならない。
- (9) 本書に定めがない事項であっても、町が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は契約金額の範囲内で実施することとする。
- (10) 受託者は、本業務において知り得た情報を第三者に漏らし、本業務の目的以外に使用してはならない。業務委託終了後も同様とする。
- (11) 受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報が漏れることがないようにすること。
- (12) その他本書の解釈に疑義が生じた事項及び本書に明記していない事項については、町と受託者が相互に協議の上、決定する。